

やむをえない理由により、本人がお越しになれない場合の例及び持参いただく書類

以下に示す理由で申請者本人が来庁できない場合は、代理人がカードを受け取ることができます。必要な書類を持参のうえ、窓口までお越しください。

代理交付が認められるケースと疎明資料（「窓口にお持ちいただく書類」もあわせてお持ちください）

代理交付が認められるケース	主な疎明資料（確認事項）
(1) 病気、身体の障がい、身体以外の障がいをお持ちの方	診断書、障害福祉サービス受給者証、特別児童扶養手当証書、自立支援医療受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
(2) 成年被後見人	登記事項証明書
(3) 被保佐人、被補助人	登記事項証明書・代理権行為目録
(4) 未就学児、小学生、中学生	申請者本人の本人確認書類または顔写真証明書（記載されている住所・氏名・生年月日を確認します）
(5) 高校生、高等専門学校生	在学の事実を確認できる書類（学生証、在学証明書など）
(6) 75歳以上の高齢者	委任欄付近に「来庁が困難である」旨を明記した交付通知書（ハガキ） 申請者本人の本人確認書類（記載されている住所・氏名・生年月日を確認します）
(7) 長期入院者、施設入所者、要介護・要支援認定者	診断書、入院診療計画書、入院していることが確認できる領収書、診療明細書、介護保険被保険者証、認定結果通知書、施設入所の事実を確認できる書類、個人番号カード顔写真証明書
(8) 妊娠中の方	母子健康手帳、妊婦検診を受診したことが確認できる領収書や受診券
(9) 仕事の内容・勤務場所・勤務形態等の客観的状況に照らして来庁困難と認められる方（国内外の長期出張者、長期に航行する船員など）	長期不在であることを客観的に確認できる書類の写し（辞令書など）、滞在先の公共料金の請求書（領収書）など
(10) 海外留学している方	留学中であることを客観的に確認できる書類の写し（査証、留学先の学生証の写しなど）
(11) いわゆる「ひきこもり」の状況にある方	公的な支援機関に相談していることを当該支援機関が証する書類など、 なお、公的な支援機関の職員及びその機関の長が作成した「個人番号カード顔写真証明書」も疎明資料として認められます

窓口にお持ちいただく書類（「疎明資料」と合わせてお持ちいただくもの）

書類（全てお持ちください）	説明
交付通知書（ハガキ）	申請者本人により、あらかじめ意思表示欄（署名欄）及び暗証番号をご記入いただきます。暗証番号欄はハガキに添付の目隠しシールで目視できないようにしてください。また、申請者本人により、代理人欄も記入願います。
申請者の通知カード（または、個人番号通知書）	通知カードはカード交付時に回収します。通知カード制度終了後に個人番号が付された方は、個人番号通知書をお持ちください（通知書は返却します）。紛失の際は窓口までご相談ください。
申請者の住民基本台帳カード	お持ちの方のみ持参してください。カード交付時に回収します。紛失の際は窓口までご相談ください。
申請者の本人確認書類（原本）	以下のいずれかの組み合わせでお持ちください。（コピー不可、顔写真入り書類必須） <ul style="list-style-type: none"> ・※2 本人確認書類の例 【A】 から2点、 ・※2 本人確認書類の例 【A】・【B】 からそれぞれ1点ずつ ・※2 本人確認書類の例 【B】 から3点（うち写真付き1点以上、「個人番号カード顔写真証明書」も可）
代理人の本人確認書類（原本）	以下のいずれかの組み合わせでお持ちください。（コピー不可、顔写真入り書類必須） <ul style="list-style-type: none"> ・※2 本人確認書類の例【A】 から2点 ・※2 本人確認書類の例 【A】・【B】 からそれぞれ1点ずつ